

旅費及び諸経費支給規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人石川県理学療法士会（以下、「本会」という）の旅費及び諸経費の支給についての必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則の中でいう役員とは、会長、副会長、理事、監事である。

2 旅費及び諸経費とは、交通費、宿泊費、日当、会議費等である。

(支給基準)

第3条 役員が本会の用務で旅行した場合は、旅費及び諸経費を支給できる。

2 本会の用務とは、次のものをいう。

理事会、都道府県士会長会議への出席、関係団体の式典への出席、監督官庁への訪問、等

3 役員以外の者が本会の用務で旅行した場合は、役員に準じた旅費及び諸経費を支給できる。

(交通費)

第4条 交通費は、最も経済的な公共交通機関により旅行した場合の費用により計算する。

2 個人の希望により私有の自動車を利用した場合は、別表1による交通費を支給することができる。但し、片道100km以上の場合は、公共交通機関の利用を原則とする。

3 住所地からの距離が片道30km以上の場合は、有料道路料金を支給できる。

4 用務の都合により、駐車場またはタクシーを使用した場合は、その領収書の提出をもって実費を支給する。

5 その他の交通機関を利用する場合は、その領収書の提出をもって実費を支給できる。但し、近郊のバスおよび鉄道・船舶については、領収書の提出は必要としない。

(宿泊費)

第5条 本会の用務により宿泊が必要な場合には、宿泊費を支給する。

2 宿泊が必要な場合とは、公共交通機関の始発の利用によっても当日の用務開始に間に合わない、または用務終了後の帰宅が23時以降となる場合をいう。

3 宿泊費の額は、別表2による実費を支給する。

4 宿泊費には、朝食代を含めることができる。

(日当)

第6条 本会の用務のために出張した場合には、諸雑費の実費弁償として日当を支給する。

2 日当の額は、別表3の額とする。ただし、受託事業等により委託先から派遣料の明示がある等の場合には、これを適用しないことができる。

3 日当は、場所の移動を伴わない場合も準用することができる。

(食事の提供)

第6条 用務にあたっては、必要に応じて食事等を提供することができる。

2 食事等の費用は、1人1回につき1,500円を上限とする。

(雑則)

第7条 本会の財務状況において支障があると判断された場合は、理事会の承認のもと一時的に日当額を減額することができる。

- 2 本会以外から旅費及び諸経費が支給されている場合は、本会からの支給は行わない。
- 3 出張中の災害または事故等のため滞在を必要とした場合は、その実費を支給することができる。
- 4 私有の自動車を利用した場合の事故においては、個人の自動車保険にて対応するものとする。
- 5 その他、この規程で定められていない事項については、理事会で協議し定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

- 1 この規程は、平成22年12月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成24年7月1日より一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月1日より一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成26年4月1日より一部改正により施行する。
- 5 この規程は、平成28年7月1日より一部改正により施行する。
- 6 この規程は、令和2年2月6日より一部改正により施行する。

別表1

自動車による旅行	100 円/5km	距離は、住所地から出張地までの最短経路による往復距離とする。 5km 未満は、切り捨てて計算する。
有料道路料金	実費	原則として片道 30km 以上の場合に支給する。

別表2

役職名	宿泊費 (上限額)	
	甲地方	乙地方
会長、副会長	12,000 円	10,000 円
理事、監事、部長	12,000 円	10,000 円
部員	12,000 円	10,000 円

- ・内国旅行甲地方：さいたま市、千葉市、東京都特別区、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市
- ・内国旅行乙地方：内国旅行甲地方に記載した都市以外の地域
- ・上限額は税抜きの金額とする。
- ・緊急な対応を必要とする場合や地域性等により上限額内で宿が取れない場合は、事前に会長と協議し対応することとする。

別表 3

役職名	日当
会長、副会長	1,500 円
理事、監事、部長	1,500 円
部員	1,500 円